

議会第10号

ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議

上記決議を別紙のとおり、新発田市議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和4年3月11日

提出者	新発田市議会議員
	比 企 広 正
	小 坂 博 司
	阿 部 聡
	加 藤 和 雄
	渡 邊 喜 夫
	小 柳 はじめ

新発田市議会議長 若 月 学 様

ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議

我が国を含む国際社会の度重なる警告にも関わらず、2月24日、ロシアは大挙してウクライナへの侵略を開始した。この暴挙は何の罪もない多くの民間人を犠牲にし、ウクライナ全土を恐怖と悲しみと欠乏とで覆い尽くすものであり、断じて許されるものではない。

また、ウクライナの主権及び領土の一体性は、ロシア軍の蹂躪によって著しく侵害され、このことは、明らかな国連憲章違反であり、国際社会の秩序を根幹から揺るがしかねない極めて深刻な事態である。

加えて、新発田市及び新発田市民は、世界のすべての国が核兵器などの武力から解放され、平和な国際社会を築くことを希求する「核兵器廃絶平和都市」であることを宣言した。

しかしながら、この度のロシアによる武力行使はこうした理念をないがしろにするものであり、新発田市と新発田市民を代表する当新発田市議会はロシアの侵略を最も強い言葉で非難する。そして、ロシアに対し直ちに攻撃を停止し、部隊を撤収するよう要求する。

政府におかれては、現地在留邦人の安全確保に全力を尽くすとともに、日本国憲法が掲げる平和主義のもと、国際社会の恒久平和を世界に訴えつつ、速やかな国際平和の実現のため、国際社会と連携し、ロシアには制裁などの毅然たる態度で臨み、ウクライナに対しては人道支援を迅速に行うよう要請する。

以上、決議する。

令和4年3月11日

新潟県新発田市議会